

## 資料編

- 1 練馬区環境基本条例（平成 18 年 6 月練馬区条例第 58 号）
- 2 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）策定の経緯
- 3 練馬区環境基本計画 2011（前期計画）の進捗評価
- 4 温室効果ガス削減 短期目標達成のための行動メニュー
- 5 用語解説

# 1 練馬区環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

私たちは、便利で快適な社会をつくることを目標に、たゆまぬ努力を重ねてきた。しかし、一方で、人々に支えられ維持されてきた自然が失われ、人類の未来にも環境汚染や地球温暖化などの深刻な環境問題を投げ掛けている。わがまち練馬も例外ではない。地域の誇りである豊かなみどりや水、いにしえから続いてきた農のある風景も、次第に失われつつある。

私たちは、このような環境問題を引き起こした原因の多くが、私たち自身の生活や事業活動のあり方にあることを省みる必要がある。そして、地域の問題はもとより、地球規模の問題であっても、生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければならない。

練馬区に住み、働き、学び、集うすべての人々がその生活や事業活動のあり方を環境の観点から見直すとともに、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して、農を活かし、みどり豊かで水に恵まれた美しいまち、安全で健康的な生活環境が保たれたまち、資源を大切にされた環境にやさしい暮らしのまちをつくるために、そしてつぎの世代に引き継ぐために、この条例を制定する。

## （目的）

第1条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者および区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を実現するとともに、地球環境および広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、および創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行う者をいう。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内に存する事務所または事業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をいう。

## （基本理念）

第3条 区における環境の保全は、すべての区民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、これをつぎの世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 区における環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 区における環境の保全は、すべての事業活動および日常生活において積極的に進められなければならない。

## （区の責務）

第4条 区は、つぎに掲げる事項について環境の保全を図るための施策を策定し、および実施する責務を有する。

- (1) 自然の保護および自然と区民とのふれあいの促進に関すること。
  - (2) 良好な景観の保全および形成ならびに歴史的文化的遺産の保護に関すること。
  - (3) 農業および農地の環境の保全に関する機能の増進に関すること。
  - (4) 廃棄物の減量および資源の循環ならびに廃棄物の適正処理に関すること。
  - (5) ごみの散乱防止等まちの美化の推進に関すること。
  - (6) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の防止に関すること。
  - (7) 有害化学物質による汚染の防止に関すること。
  - (8) 地球環境および広域的な環境の保全に関すること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。
- 2 区は、区民または事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動に対する支援に努めなければならない。
- 3 区は、区民および事業者（以下「区民等」という。）との連携および協力体制の構築に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、環境への負荷の低減に資するため、事業活動を通じて得た環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

5 事業者は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、日常生活において、環境への配慮に努めなければならない。

2 区民は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

3 区民は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(その他の者の責務)

第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者は、環境への配慮に努め、区の環境の保全に関する施策および区民等が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(区および区民等の連携等)

第8条 区および区民等は、環境の保全に関する施策または環境の保全に関する取組を推進するために、相互に連携し、または協力するよう努めなければならない。

(環境の保全に関する基本的な計画等)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画を定めるに当たっては、区民等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じるものとする。

4 区長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ練馬区環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、基本計画のほか、必要に応じ、環境の保全に関する施策を推進するための計画(以下「個別の計画」という。)を定めるものとする。

6 区長は、基本計画および個別の計画を定めたときは、これらを公表しなければならない。

7 第3項および第4項の規定は基本計画の変更について、前項の規定は基本計画および個別の計画の変更について準用する。

(施策の策定等における配慮)

第10条 区長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、基本計画との整合を図るものとする。

2 区長は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築または管理に際して、当該施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講じるものとする。

(区民等の参加の機会の確保)

第11条 区長は、環境の保全に関する重要な施策を策定し、または実施するに当たっては、区民等の参加の機会を確保する等必要な措置を講じるものとする。

(環境の保全のための取組の促進)

第12条 区長は、区民等が環境の保全のための取組に当たって行動方針を定めようとするときは、必要な支援を行うものとする。

(誘導的措置)

第13条 区長は、区民等が、自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する活動の支援)

第14条 区長は、区民等の自発的な環境の保全に関する活動を支援するための仕組みの整備を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 区長は、環境の保全を推進する役割を担う人材の育成を行うとともに、区民等が団体を組織して環境の保全を推進するための取組を行おうとする場合には、組織化に当たっての必要な支援を行うよう努めなければならない。

(環境学習および普及啓発の推進)

第15条 区長は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるよう環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区長は、環境の保全に関する知識の普及および意識啓発のための措置を講じるものとする。

3 区長は、環境の保全に関する学習ならびに知識の普及および意識啓発の推進を図るに当たり、環境の保全に関する取組を行っている区民等との連携に努めるものとする。

(環境に関する調査等)

第16条 区長は、環境の保全に関する施策の実施および区民等への情報の提供を的確に行うため、必要な調査、研究および情報の収集に努めるとともに、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の監視および測定)

第17条 区長は、区における環境の状況を的確に把握するために、必要な監視および測定を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の状況等に関する報告書の作成等)

第18条 区長は、前2条に規定するもののほか、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関し、定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第19条 区長は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する情報を区民等の求めに応じて、適切な方法で提供するよう努めるものとする。

(区民等への要請)

第20条 区長は、区民等に対し、その日常生活または事業活動が著しい環境の悪化をもたらすおそれがあると認める場合は、法令等に基づく措置を講じるほか、当該行為に関して、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(国および東京都その他の地方公共団体との協力および意見の申出)

第21条 区長は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国および東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 区長は、区の環境の保全を推進するために、必要があると認めるときは、国および東京都その他の地方公共団体に意見を述べるものとする。

(練馬区環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の附属機関として、練馬区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項(他の附属機関の権限に属するものを除く。)を調査審議する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、区民、事業者、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第9条第4項および第22条の規定は、練馬区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に区長が環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために計画を定めているときは、当該計画は第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

## 2 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）策定の経緯

### 練馬区環境審議会

#### 1 練馬区環境審議会委員名簿

第4期（任期 平成24年12月12日～平成26年12月11日）

委員氏名	区分	所属・役職等
◎横倉 尚	学識経験者委員	武蔵大学 経済学部教授
○藤野 純一		独立行政法人国立環境研究所 社会環境システム研究センター 持続可能社会システム研究室主任研究員
石王 嗣基	公募区民委員	公募区民
一條 美智子		公募区民
伊東 一夫		公募区民
沼田 美穂		公募区民
深瀬 健一		公募区民
湯浅 克明		公募区民
高橋 司郎		区民団体委員
小口 深志	一般財団法人練馬みどりの機構 理事	
渡邊 裕	練馬区立中学校PTA連合協議会 会長 ※平成25年5月まで	
青柳 直美	練馬区立中学校PTA連合協議会 会長 ※平成25年8月から平成26年5月まで	
諸井 良治	練馬区立中学校PTA連合協議会 会長 ※平成26年6月から	
阿部 財智	事業者団体委員	社団法人練馬産業連合会 会計理事
藪本 史郎		東京商工会議所練馬支部 飲食分科会副分科会長
荒井 敏男		練馬区商店街連合会 副会長
渡邊 和嘉		東京あおば農業協同組合 常務理事
児島 泰彦	教育関係者委員	練馬区立中学校長会 練馬区立八坂中学校 校長
高島 清光		東京都立練馬工業高等学校 主任教諭 ※平成25年3月まで
清野 仁巳		東京都立練馬工業高等学校 主任養護教諭 ※平成25年5月から
宮沢 浩司	関係行政機関 職員委員	東京都環境局環境政策部環境政策課長 ※平成25年3月まで
上田 貴之		東京都環境局環境政策部環境政策課長 ※平成25年5月から平成26年3月まで
緑川 武博		東京都環境局環境政策部環境政策課長 ※平成26年4月から

凡例：◎会長 ○副会長

（順不同 敬称略）

第5期（任期 平成26年12月12日～平成28年12月11日）

委員氏名	区分	所属・役職等
◎横倉 尚	学識経験者委員	武蔵大学 名誉教授
○吉田 聡		横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
新木 繁男	公募区民委員	公募区民
伊東 一夫		公募区民
中島 明		公募区民
沼田 美穂		公募区民
若林 信弘		公募区民
高橋 司郎	区民団体委員	練馬区環境清掃推進連絡会 会長
小口 深志		いんせくとかひえ 副代表
坂田 直哉		練馬区小学校PTA連合協議会 会長 ※平成27年5月まで
鈴木 俊二		練馬区小学校PTA連合協議会 会長 ※平成27年9月から平成28年5月まで
伊神 泉		練馬区小学校PTA連合協議会 会長 ※平成28年6月から
諸井 良治		練馬区立中学校PTA連合協議会 会長 ※平成27年5月まで
宮原 周		練馬区立中学校PTA連合協議会 会長 ※平成27年9月から平成28年5月まで
西田 健		練馬区立中学校PTA連合協議会 会長 ※平成28年6月から
阿部 財智		一般社団法人練馬産業連合会 副会長
藪本 史郎	事業者団体委員	東京商工会議所練馬支部 飲食分科会副分科会長
梨元 伸幸		練馬区商店街連合会 副会長
渡邊 和嘉		東京あおば農業協同組合 常務理事
阿部 卓	教育関係者委員	練馬区立小学校長会 練馬区立大泉東小学校 校長 ※平成27年3月まで
岡部 良美		練馬区立小学校長会 練馬区立大泉東小学校 校長 ※平成27年5月から平成28年3月まで
渡瀬 穰介		練馬区立小学校長会 練馬区立大泉第一小学校 校長 ※平成28年5月から
児島 泰彦		練馬区立中学校長会 練馬区立八坂中学校 校長 ※平成27年3月まで
神山 信次郎		練馬区立中学校長会 練馬区立大泉第二中学校 校長 ※平成27年5月から
緑川 武博	関係行政機関 職員委員	東京都環境局総務部環境政策課長 ※平成28年3月まで
藤本 誠		東京都環境局総務部環境政策課長 ※平成28年6月から

凡例：◎会長 ○副会長

（順不同 敬称略）

第6期 (任期 平成28年12月12日～平成30年12月11日)

委員氏名	区分	所属・役職等
◎横倉 尚	学識経験者委員	武蔵大学 名誉教授
○吉田 聡		横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
伊東 一夫	公募区民委員	公募区民
岩橋 栄子		公募区民
河原 啓子		公募区民
小山 毅		公募区民
若林 信弘		公募区民
高橋 司郎	区民団体委員	練馬区環境清掃推進連絡会 会長
小口 深志		いんせくとかひえ 副代表
伊神 泉		練馬区小学校PTA連合協議会 会長
西田 健		練馬区立中学校PTA連合協議会 会長
阿部 財智	事業者団体委員	一般社団法人練馬産業連合会 副会長
藪本 史郎		東京商工会議所練馬支部 飲食分科会副分科会長
梨元 伸幸		練馬区商店街連合会 副会長
渡邊 和嘉		東京あおば農業協同組合 常務理事
渡瀬 穰介	教育関係者委員	練馬区立小学校長会 練馬区立大泉第一小学校 校長
神山 信次郎		練馬区立中学校長会 練馬区立大泉第二中学校 校長
長谷川 徳慶	関係行政機関 職員委員	東京都環境局総務部自治体連携推進担当課長

凡例：◎会長 ○副会長

(順不同 敬称略)

## 2 開催日程

### 第4期

開催日	主な検討内容
平成 25 年 2 月 1 日	練馬区環境審議会の運営について 練馬区環境基本計画 2011 について 練馬区地球温暖化対策地域協議会について 環境アセスメントについて
平成 25 年 5 月 20 日	光が丘清掃工場建替事業に係る環境影響評価調査計画書に対する 区長意見案について 練馬区電力調達における入札の実施結果について 平成 25 年度練馬区環境関連予算について 平成 25 年夏期における節電の取組について
平成 25 年 10 月 31 日	「練馬区環境基本計画 2011」および「練馬区地球温暖化対策地 域推進計画」の一体化の可能性について 練馬区環境基本計画 2011 の進捗状況について ねりまecoチャレンジ!LED節電プロジェクトの事業報告について 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書第 1 作 業部会報告書について
平成 26 年 1 月 29 日	環境基本計画におけるエネルギー施策の課題について 練馬区環境基本計画 2011 の重点事業進捗状況について 区民意識意向調査結果の経年比較について
平成 26 年 4 月 9 日	光が丘清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する区長意 見 (案) について 平成 26 年度練馬区環境関連予算について
平成 26 年 7 月 30 日	練馬区環境基本計画 2011 (後期計画) 策定スケジュールについ て 練馬区環境基本計画 2011 基礎調査の実施について 練馬区環境基本計画 2011 の進捗状況 (平成 25 年度実績) につ いて (仮称)中里郷土の森緑地におけるホテルの里事業の進捗状況につ いて
平成 26 年 10 月 15 日	練馬区環境基本計画 2011 基礎調査の結果について 前期計画の課題点のとりまとめについて 温室植物園跡地整備について
平成 26 年 12 月 9 日	練馬区環境基本計画 2011 (前期計画) の課題点のとりまとめ結 果について

第5期

開催日	主な検討内容
平成27年1月28日	練馬区環境審議会の運営 第5期環境審議会の当面の課題
平成27年10月14日	練馬区環境基本計画2011（後期計画）の策定について 練馬区環境基本計画2011（前期計画）の進捗状況評価について
平成28年3月10日	練馬区の関連計画の検討状況について 東京都環境基本計画のあり方について 練馬区環境基本計画2011（後期計画）の策定方針について
平成28年7月19日	練馬区みどりの基本計画の改定について 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画について 前期計画の進捗状況評価の結果について 望ましい環境像と基本目標について 基本施策と環境指標の考え方について 練馬区域の温室効果ガス削減目標の考え方について
平成28年9月27日	後期計画骨子について 温室効果ガス削減目標について
平成28年11月4日	練馬区環境基本計画2011（後期計画）（素案骨子）について 温室効果ガス削減 短期目標達成のための行動メニューについて 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（素案）について 練馬区みどりの基本計画の改定について 練馬区公共施設等総合管理計画（素案）について
平成28年12月8日	練馬区環境基本計画2011（後期計画）（素案の案）について 温室効果ガス削減 短期目標達成のための行動メニューについて

第6期

開催日	主な検討内容
平成 29 年 1 月 20 日	練馬区環境審議会の運営について 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）（素案）について 「和光市都市計画（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業」に関する環境影響評価について
平成 29 年 2 月 28 日	練馬区環境基本計画 2011（後期計画）（案）について

1 練馬区環境基本計画策定検討委員会委員名簿

◎環境部長 企画部企画課長 総務部総務課長 施設管理担当部施設管理課長 産業経済部経済課長 都市農業担当部都市農業課長 地域文化部文化・生涯学習課長 健康部健康推進課長 ○環境部環境課長 環境部みどり推進課長 環境部清掃リサイクル課長 都市整備部都市計画課長 都市整備部交通企画課長 都市整備部住宅課長 土木部道路公園課長 土木部計画課長 土木部交通安全課長 教育振興部施設給食課長 教育振興部教育指導課長
---

凡例：◎委員長 ○副委員長

2 開催日程

開催日	検討内容
平成 28 年 4 月 26 日	練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の策定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュール</li> <li>・基本的事項（位置づけ、目的、期間）</li> <li>・策定の視点（前期計画の課題、国や東京都の動向、章立て）</li> <li>・環境像と基本目標</li> </ul> 事業調査について
平成 28 年 10 月 20 日	練馬区環境基本計画 2011（後期計画）（素案骨子）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュール</li> <li>・環境像と基本目標</li> <li>・重点事業、環境指標、事業</li> <li>・温室効果ガス削減目標</li> </ul>
平成 29 年 1 月 17 日	練馬区環境基本計画 2011（後期計画）（素案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュール</li> <li>・見直しの目的、主な改定事項、整合を図る関連計画等</li> <li>・計画の基本的事項、計画策定の視点、区の主な環境の現状と課題、望ましい環境像と基本目標（以上、第1章～第4章）</li> <li>・目標の達成に向けた施策、温室効果ガス削減目標（第5章）</li> </ul>

## 区民および事業者からの意見の聴取等の経過

### 1 区民意識意向調査および事業者意識・実態調査

期 間	概 要
平成 25 年 7 月 1 日～ 7 月 22 日	平成 25 年度 区民意識意向調査 ◆内 容 ・環境について ◆調査対象：区在住の満 20 歳以上の男女 2,500 名を 住民基本台帳より無作為抽出 ◆調査方法：郵送配布・郵送回収 ◆回収状況：回収数 1,019 回収率 40.8%
平成 26 年 5 月 26 日～ 6 月 9 日	事業所意向調査 ◆内 容 ・区的环境、環境施策の現状の認知度 ・環境に関する取組実施状況 ・取組実施にあたっての障害 ・障害克服のための区への要望 ◆調査対象：区内 700 事業所（民間の事業所抽出サービスの 利用） ◆調査方法：郵送配布・郵送回収 ◆回収状況：回収数 247 回収率 35%
平成 27 年 8 月 28 日～ 9 月 18 日	平成 27 年度 区民意識意向調査 ◆内 容 ・エネルギー施策について ◆調査対象：区在住の満 20 歳以上の男女 3,000 名を 住民基本台帳より無作為抽出 ◆調査方法：郵送配布・郵送回収 ◆回収状況：回収数 1,432 回収率 47.7%

### 2 区民意見の募集（パブリックコメント）

期 間	概 要
平成 29 年 2 月 1 日～ 2 月 20 日	練馬区環境基本計画 2011（後期計画）（素案）について 意見件数 10 件（6 名）

### 3 練馬区環境基本計画 2011（前期計画）の進捗評価

#### 評価の考え方

##### 1 環境指標

ア 前期計画の延長 1 年目にあたる平成 27 年度までの実績をもとに、延長期間の目標値を修正した経緯なども踏まえ、環境指標の進捗状況を 3 段階（a, b, c）で評価しました。

進捗状況	評価	点数化
目標値どおりの実績を挙げている	a	5
実績値はほぼ目標値どおり（目標値の概ね 8 割以上）の実績を挙げている ※ ただし、延長期間の目標値を当初から下方修正した環境指標においては、目標値どおりの実績を挙げている場合は b 評価とする。	b	3
事業を実施しているが、目標値の 8 割に満たない	c	1

イ 延長期間（平成 27～28 年度）の目標値は、第 5 期第 2 回練馬区環境審議会（平成 27 年 10 月）で決定した値を用いました。

ウ 1 つの基本施策に複数の環境指標が含まれる場合は、各指標の評価結果を数値化したうえで、その平均値によって 3 段階（A, B, C）で評価しました。

指標評価：	4.0 ≤ 平均値	→ A 評価
	2.0 < 平均値 < 4.0	→ B 評価
	平均値 ≤ 2.0	→ C 評価

##### 2 事業の実施状況

ア 各環境指標に関連する事業について、平成 23～27 年度の当初の事業内容と比較することにより、4 段階（◎, ○, △, ×）で評価しました。

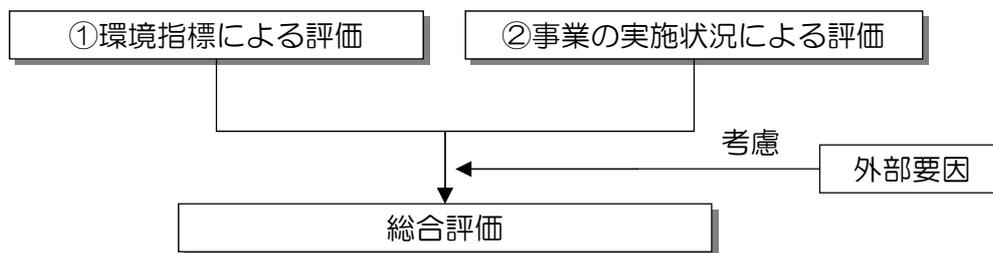
進捗状況	評価	点数化
平成 27 年度までに該当する事業を十分実施している（数値化すると 9 割以上）場合	◎	5
平成 27 年度までに該当する事業をおおむね実施している（数値化すると 6 割以上 9 割未満）場合	○	3
平成 27 年度までに関連する事業を少しでも実施または検討等している場合	△	1
平成 27 年度までに関連する事業を全く実施していない	×	0

イ 1 つの環境指標に複数の関連事業が含まれる場合は、各事業の評価結果を数値化したうえで、その平均値によって 3 段階（+, ±, -）で評価しました。

事業評価：	4.0 ≤ 平均値	→ + 評価
	2.0 < 平均値 < 4.0	→ ± 評価
	平均値 ≤ 2.0	→ - 評価

### 3 総合評価

総合評価については、環境指標による評価結果および事業の実施状況による評価結果とともに、外部要因等の状況を考慮し、総合的に判断しました。



①環境指標による評価	②事業の実施状況による評価	総合評価	
A	+	→	★★★★
	±	→	★★★★
	-	→	★★★☆
B	+	→	★★★☆
	±	→	★★★☆
	-	→	★★★☆
C	+	→	★★★☆
	±	→	★★☆☆
	-	→	★★☆☆

### 進捗評価結果

基本目標	基本施策	環境指標	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	指標評価 平均値	事業の 実施状況 による評価	総合 評価
			基準値	目標値	実績値			
I みどり豊かなまちをつくる	I-1 ふるさとの みどりと 水を創出 する	①市民緑地（憩いの森・街かどの森）の年間新規開設面積	1,493.90m <sup>2</sup>	2,300m <sup>2</sup>	594m <sup>2</sup> (c)	B 評価 (3.0)	+ 評価 (4.0)	★★★☆
		②河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準値の達成率	100%	100%	100% (a)			
		③農業体験農園の施設整備数	15 園	18 園	17 園 (b)			
	I-2 みどりを愛し 育む活動 を広げる	④練馬みどりの葉っぱい基金の積立額（累計）	5億 4,237万円	7億 6,000万円 (平成 26 年度)	18億 2,454万円	B 評価 (3.7)	± 評価 (3.7)	★★★☆
		⑤地域住民による公園等の管理か所数	48 か所	60 か所	52 か所 (b)			

基本 目標	基本 施策	環境指標				指標評価 平均値	事業の 実施状況 による評価	総合 評価	
		平成 21 年度 基準値	平成 27 年度 目標値	平成 27 年度 実績値					
Ⅰ みどりの豊かなまちをつくる	Ⅰ-3 まちなみを守り育てる	⑥環境影響評価手続における区民周知の実施度合		100%	100% (平成26年度)	100%	B 評価 (3.0)	+評価 (4.8)	★★☆
		⑦景観まちづくりを進めている地区数		—	2 地区	2 地区 (a)			
		⑧環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数		128,978 世帯	122,030 世帯	111,890 世帯 (c)			
Ⅱ 環境に配慮したまちをつくる	Ⅱ-1 地球温暖化 対策を 強化する	⑨練馬区から排出される温室効果ガスの年間総排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)	直近の CO <sub>2</sub> 排出係数を使用	214.0 万 t	216.4 万 t	227.3 万 t (b)	A 評価 (4.3)	±評価 (3.7)	★★★★
			平成 12 年度の CO <sub>2</sub> 排出係数を使用	191.0 万 t	176.4 万 t	178.5 万 t (b)			
		⑩住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助件数 (累計)		815 件	5,269 件	5,320 件 (a)			
		⑪区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 (CO <sub>2</sub> 換算) ※ 平成 22 年 3 月改正排出係数適用		48,213 t	43,928 t	43,321 t (a)			
	Ⅱ-2 循環型社会 を構築する	⑫区民一人 1 日当たりのごみの排出量		551g	509g	500.4g (a)	A 評価 (5.0)	±評価 (3.8)	★★★★
		⑬集団回収登録団体数		366 団体	581 団体	571 団体 (a)			
		⑭可燃ごみの中に資源物、可燃ごみ以外のものが混入している割合		19.8%	20%	19.8% (a)			
Ⅱ-3 安全で暮らしやすい 地域環境をつくる	⑮区内の都市計画道路の完成率		49%	50%	50.3% (b)	A 評価 (4.0)	±評価 (3.9)	★★★★	
	⑯みどりバスの乗車人数 (1 便あたり平均)		18 人	24 人 (平成 26 年度)	21.5 人				
	⑰二酸化窒素が環境基準に適合している測定か所数 (割合)		13 か所 (100%)	13 か所 (100%)	13 か所 (100%) (a)				
Ⅲ 学びと行動の環を広げる	Ⅲ-1 環境学習・ 環境教育を 促進する	⑱環境作文コンクールへの作文応募数		982 作品	1,100 作品	864 作品 (b)	B 評価 (3.0)	±評価 (3.9)	★★☆
	Ⅲ-2 協働による 取組を広げる	⑲ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・環境教育関係事業の年間実施数		416 件	800 件	1,150 件 (a)	A 評価 (5.0)	+評価 (5.0)	★★★★

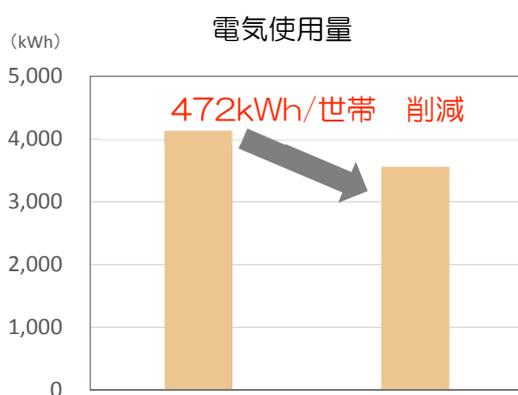
※ 環境指標④,⑥,⑬は延長期間(平成 27~28 年度)の目標設定はなし。

## 4 温室効果ガス削減 短期目標達成のための行動メニュー

みんなで達成！家庭でできる温室効果ガス削減！

### 短期目標達成に必要な1世帯あたりの省エネルギー量（目安）

練馬区の短期（平成31年度）の温室効果ガス削減目標を達成するためには、練馬区の全世帯が、1世帯あたり電気使用量を **472kWh** + 都市ガス使用量を **37m<sup>3</sup>** 削減する必要があります。



### 目標達成のための取組

#### STEP1 省エネ行動で減らそう！

練馬区が毎年実施している「ねりまエコライフチェック」の項目を参考に、目標達成のための省エネ行動に取り組みましょう。

#### STEP2 機器の買い替えで減らそう！

省エネ性能の高い機器を選ぶことにより、効果的でスマートな削減行動にチャレンジしてみましょう。

#### STEP3 住宅の省エネで減らそう！

住宅への省エネ対策により、エネルギー使用をさらに効率化できます。

# みんなで達成！家庭でできる温室効果ガス削減！

## STEP1

## 省エネ行動で減らそう！

省エネ 行動メニュー		年間削減 使用量	年間節約 料金	実践例	
電気	リビング	テレビを見る時間を少なくした (1日1時間テレビ(32V型液晶)を見る時間を短縮した)	約 16.8kWh/台	約 450 円	●
		テレビの画面を明るすぎないように調整した (テレビ(32V型液晶)の輝度を最大から中央に調節した)	約 27.1kWh/台	約 730 円	
		使っていない部屋の電気は消した (1日1時間、1部屋の白熱電球 54W の使用時間を短縮した)	約 19.7kWh/台	約 530 円	●
		長時間使わない電気器具(エアコン)をコンセントから抜いた (待機時消費電力と待機時間中プラグを抜いた場合を比較した)※	約 17.9kWh/台	約 480 円	
		ノートパソコンを使わないときは電源を切った (1日1時間、パソコンの使用時間を短縮した)	約 5.5kWh/台	約 150 円	
		冷房の使用時間を短くした (1日1時間、設定温度 28℃の冷房使用を短縮した)	約 18.8kWh/台	約 510 円	●
		暖房の使用時間を短くした (1日1時間、設定温度 20℃の暖房使用を短縮した)	約 40.7kWh/台	約 1,100 円	●
キッチン	冷蔵庫の扉を開けている時間を短くした (扉を開けている時間が 20 秒と 10 秒の場合の消費電力を比較した)	約 6.1kWh/台	約 160 円		
	冷蔵庫の中にもものをつめこみすぎないようにした (ものをつめこんだ時と、容量が半分の際の消費電力を比較した)	約 43.8kWh/台	約 1,180 円		
	冷蔵庫の設定温度を弱くした (周囲温度 22℃、設定温度を強から中にした)	約 61.7kWh/台	約 1,670 円	●	
寝室	夜ふかしはせずに、夜は1時間早く寝た (1日1時間、1部屋の白熱電球 54W の使用時間を短縮した)	約 19.7kWh/台	約 530 円		
その他	使わないときは温水洗浄便座のフタを閉めた (フタを開けっ放しの場合と閉めた場合を比較した(貯湯式))	約 34.9kWh/台	約 940 円		
電気・ガス	リビング	ガスファンヒーターを必要なときだけつけた (1日1時間運転を短縮した)	約 3.7kWh/台 約 12.7m <sup>3</sup> /台	約 2,380 円	
ガス	キッチン	食器を洗うときは低温に設定した (湯沸かし器の設定温度を 40℃から 38℃にし、1日2回食器を手洗した)	約 8.8m <sup>3</sup> /台	約 1,580 円	
	バス	シャワーを出しっぱなしにしなかった (45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した)	約 12.8m <sup>3</sup> /台	約 2,300 円	●

電気の5項目を  
実践すれば  
達成！

ガスの1項目を  
実践すれば  
達成！

たとえば  
実践例の  
6項目に  
取り組んだ  
ときの  
行動イメージ

※ 一般財団法人省エネルギーセンター「平成 24 年度エネルギー使用合理化促進基盤整備事業(待機時消費電力調査)報告書」から引用。  
出典：資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ 2016 年夏版」。ただし年間削減使用量は小数第 2 位を四捨五入した値を記載。

STEP2

機器の買い替えで減らそう！

機器名		平成 19 年製造品から平成 27 年製造品に買い替えた場合	
		年間の省エネルギー効果*	年間の節約効果
電気	エアコン 2.8kW (8~12畳)	約 178.6 kWh/台	約 4,800 円
	液晶テレビ 40型	約 127.0 kWh/台	約 3,510 円
	電気冷蔵庫 401~450L	約 317.5 kWh/台	約 8,530 円
	電球形LEDランプ	約 89.0 kWh/台	約 2,410 円
都市ガス	ガス温水機器 (給湯器) 給湯能力 24号	約 23.0 m <sup>3</sup> /台	約 4,140 円

※ 平成 19 年製造品から平成 27 年製造品に買い替えた場合の機器 1 台あたりの年間原油換算削減量を元に電気 0.252L/kWh、ガス 1.16L/m<sup>3</sup>を用いて算出。ただし、電球形LEDランプについては白熱電球 60W相当からの買い換えによる年間エネルギー削減量。

出典：資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ 2016 年夏版」

STEP3

住宅の省エネで減らそう！

住宅の省エネ化	
窓の断熱改修	外壁の断熱改修
屋根・天井の断熱改修	床の断熱改修
設備工コ改修 (太陽光利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器) など	



※ **リニューアル!**：買い替え機器

## 5 用語解説

### ア 行

ISO (International Organization for Standardization)

国際的な標準規格を制定し普及促進する機関(国際標準化機構)の略称であり、同機構が策定する標準化規格の総称としても使用。主な規格として、環境マネジメントシステム関連の規格群としてのISO 14000シリーズや、品質マネジメントシステム関連の規格群としてのISO 9000シリーズがある。

### 愛知目標

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で公表された、生物多様性に関する2011年以降の世界目標のこと。2050年までの長期目標と2020年までの短期目標を掲げており、あわせて短期目標達成のための5つの戦略目標と20の個別目標を定めている。

### eq

equivalentの略で、CO<sub>2</sub>eqは二酸化炭素換算の数値。

### 憩いの森

都市緑地法に基づく市民緑地制度および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、雑木林や屋敷林などの保全活用のため、区が所有者の同意を得て無償で借り受け、区民に開放している樹林地のこと。所有者は、都市計画税および固定資産税が非課税となる。面積が1,000㎡以上の場合は「憩いの森」、300㎡以上1,000㎡未満の場合は「街かどの森」としている。

### 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理に関する施策の方向性を規定する計画のこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条において、区市町村が定めることが規定されている。

### 雨水貯留浸透施設

雨水を地下に浸透させ、かつ貯留する施設のこと。

### 雨水流出抑制施設

雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する施設のこと。貯留槽などの貯留施設と浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。

### エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告をひとつに統合した環境省によるガイドライン。

### エコライフチェック

平成18年度から本格実施した、地球温暖化対策を足元から実践するための環境教育・啓発事業のこと。参加者は、10月のある1日をエコライフデーとし、その日においてチェックシートに記載されている環境配慮行動が実践できたかを自己評価し、区に提出する。区は集計・分析作業を行い、結果の概要を広く公表する。だれでも気軽に参加できる参加型かつ双方向型の事業である。

## エネルギーセキュリティ

家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること。

## エネルギーのベストミックス

一つのエネルギーに依存するのではなく、エネルギーの多重化を図り、電力、ガス、再生可能エネルギー、水素などの次世代エネルギー等、様々なエネルギーを目的に応じて組み合わせること。建物や地域でエネルギーのベストミックスを進めることで、災害時のエネルギーセキュリティの確保や平時の効率的で低炭素なエネルギーの確保につなげることができる。

## 温室効果ガス

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する性質をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）がある。

## カ行

---

### 拡大生産者責任

事業者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方のこと。

### 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的な知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材のこと。

## 環境美化活動団体

地域での環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる団体のうち、環境美化推進地区の活動規模等には該当しないものの、一定の要件を満たす団体のこと。区は、登録された団体に対し清掃用具を提供する等の支援を行っている。

## 環境美化推進地区

地域の環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる町会・自治会等の地域の町会・自治会に対し清掃用具を提供する等の支援を行っている。

## 環境マネジメントシステム（EMS:Environmental Management System）

企業や自治体の組織が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みのこと。代表的なものとして国際規格のISO14001や環境省が策定したエコアクション21などがある。

## コジェネレーションシステム

天然ガス、LPガス、石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などにより発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収し利用する熱電併給設備のこと。回収した廃熱は、蒸気や温水として、冷暖房・給湯、工場の熱源などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用することで、約75～80%の高い総合エネルギー効率を実現している。

## サ行

---

### 災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のこと。

## 再生可能エネルギー

太陽光や風力など自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。これらのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス等の自然エネルギーのほか、廃棄物の焼却熱などを含む場合もある。

## サステナビリティ (Sustainability)

持続可能性を意味する英語のカタカナ表記。

## シェアサイクル

複数のサイクルポート（拠点）間でいつでもどこでも貸出や返却ができる、短距離・短時間の利用に適した新しい交通手段のこと。

## COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物をCO<sub>2</sub>や水などに分解するために要した過マンガン酸カリウムなどの酸化剤の量を酸素の量に換算した値のこと。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標。

## CSR (Corporate Social Responsibility :企業の社会的責任)

企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。企業には、環境保護、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護等の分野についての責任も問われているとされている。

## 自然共生

豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる自然と共生すること。

## シックハウス症候群

建材や家具等から発生する化学物質やカビ・ダニ等による室内空気環境汚染による健康障害のこと。

## J（ジュール）

エネルギーの量を表す熱量単位で4.2J = 1カロリー（cal）である。

## 重要種

文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト、東京都レッドリストのいずれかの選定基準で指定されている種のこと。

## 循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用および適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

## 自立分散型エネルギー

個別の需要家や地域等の単位で調達・管理できる電気や熱等のエネルギーのこと。

## スマートエネルギー都市

東京都環境基本計画2016の中でめざす、省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入の取組や水素エネルギーの活用により、低炭素・快適性・防災力の3つを備えた都市のこと。

## スマートコミュニティ

太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーを活用したシステムや、コジェネレーションなどの分散型電源を活用し、街区単位で家庭やビルなどをICT（情報通信技術）で結ぶことにより、地域全体でエネルギー利用の最適化を図るシステムを導入した区域のこと。

### 3R（スリーアール）

リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の英語の頭文字をとったもの。

### 生産緑地

都市計画法による地域地区の一種で、市街化区域内において生産緑地法に基づき指定を受けた農地のこと。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務づけられる一方、税の軽減措置が受けられる。

### 生物多様性

種・遺伝子・生態系に関する多様性のこと。日本では生物多様性基本法や生物多様性国家戦略2010の整備等により、豊かな生物多様性を将来にわたって継承するための取組を行っている。

### 生物多様性国家戦略2012-2020

生物多様性条約第6条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と、国のとるべき施策の方向を定めたもの。生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成と、東日本大震災等の昨今の社会状況を踏まえ、平成24年に閣議決定された。

### 生物多様性条約

平成5年（1993年）に発効した「生物の多様性に関する条約」のこと。生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用および遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としている。

### ZEB/ZEH（ネットゼロ・エネルギー・ビル / ネットゼロ・エネルギー・ハウス）

再生可能エネルギー活用等によるエネルギー創出量で、一次エネルギー量（電力やガス等を利用するためのエネルギー量）を概ね賄える状態（正味ゼロエネルギー）となる建築物のこと。

### タ行

---

### 宅地化農地

市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地。宅地並みの課税を受ける。

### 低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

### 東京都環境学習リーダー

地域における環境学習活動や環境保全活動を率先して行うリーダーを育成することを目的として、東京都が平成6年度から平成15年度まで実施した東京都環境学習リーダー講座の修了者のこと。

### 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、政令で定められている廃棄物のこと。

### 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、区が定める都市計画に関する基本的な方針。区のまちづくり分野の計画として、まちの将来像や目標、個別の都市計画の方針を示したもの。

### 都市農地保全推進自治体協議会

都市農地の保全をめざし、平成20年10月に都内の34自治体が組織したもの。現在、市街化区域内農地をもつ38自治体が加入している。会長自治体は練馬区。都市農地保全に関する調査、研究のほか、国および関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っている。

## ナ行

---

### ねりまエコ・アドバイザー

区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力等、区の環境施策に関することをを行う方々（ボランティア）のこと。

### 練馬Enカレッジ

「ねりま区民大学」として、計画を策定していたが、区における協働のまちづくりを見据えた、地域課題に対応する人材育成・活動の場へとつなぐ事業であることをわかりやすく示すため、事業名称を改称したものの。

### 練馬果樹あるファーム

区内のブルーベリー・ブドウ・カキ・クリなど、季節の味覚を楽しめる多様な果樹の直売や摘み取り等を行う農園。

### 練馬区環境清掃推進連絡会

町会・自治会を中心に、まち美化・清掃・リサイクル活動を通じて地域での連帯を深め、区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的に組織された任意団体。区と協働で、区内一斉清掃、「ポイ捨て・歩行喫煙防止駅前キャンペーン」を実施するとともに、普及啓発事業として施設見学会や研修会を行っている。

### 練馬みどりの葉っぱい基金

正式な名称は、練馬区みどりを育む基金。区民、事業者と区の協働により、区のみどりを愛し育むための活動や樹林地の保全等に活用するため、平成16年10月に練馬区みどりを育む基金条例により設置されたもの。

### 燃料電池自動車（FCV）

燃料電池によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン車がガソリンスタンドで燃料を補給するのに対し、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

### 農業体験農園

区が管理する区民農園や市民農園と異なり、農家が開設し、耕作の主導権をもって経営・管理している農園。利用者は、入園料や野菜収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験できる。

## ハ行

---

### 排出係数

電力やガスなどのエネルギーの使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のこと。例えば、電力の排出係数とは、1kWhの電力を使うときに排出されるCO<sub>2</sub>の量であり、電力使用に伴うCO<sub>2</sub>総排出量を電気事業者の販売電力量で除することで得られる。その値は、毎年度変動し、電気事業者によっても異なる。

### パリ協定

平成27年（2015年）にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択した協定のこと。

### ヒートアイランド現象

都市部における気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと、都心部を中心とした島のような現象。その原因として、冷房などの空調からの廃熱、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収などが挙げられる。

### ビオトープ

多様な生物が生育・生息可能な環境を備えた場所のこと。人工的に造成されたものばかりではなく、自然の雑木林、草地、湖沼を含む。

### BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量のこと。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、数値が大きいほど川は汚れている。

### フードドライブ

家庭や職場で余っている食品（缶詰やインスタント食品など）を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。

### プラグインハイブリッド自動車

バッテリーにコンセントから直接充電できる機能（プラグイン）を持つハイブリッド車（複数の動力源を搭載している車）のこと。基本走行時は電気を動力として燃費を向上させ、長距離走行時は補助用動力としてガソリンエンジンを使用する。充電機能を持たないハイブリッド車に比べてランニングコストを低減でき、電力不足を気にすることなく、ガソリン自動車と同等の距離を走ることが可能。

### ふれあい環境学習

ごみの分別や出し方、リサイクルについて理解と協力を深めるため、区内の区立小学校や区立保育園で実施している環境学習のこと。

---

### マ行

#### みどりの風吹くまちビジョン

平成27年3月に区が策定した、今後の区政運営の方向性を明らかにした基本計画のこと。

---

### ラ行

#### リスクコミュニケーション

地域コミュニティを構成する市民、行政、企業などが、コミュニケーション（対話）を通じて、リスク（健康や暮らしに影響を与えることからの危険性）に関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのこと。

#### 緑被率

草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の全体の面積に対する割合のこと。

#### 緑化協力員

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、区と区民が一体となってみどりの保全や創出の推進、知識の普及、意識の啓発等の活動を行うため、公募区民の中から区長が委嘱する者。

**【表紙掲載写真】**

「石神井川沿いの桜（西豊城橋）（練馬区の素敵な風景100選より）」

「立野公園 緑の映える池（練馬区の素敵な風景100選より）」

「練馬水素ステーションと燃料電池自動車」

「畑と屋敷林（練馬区の素敵な風景100選より）」



練馬区環境基本計画 2011（後期計画）

平成 29 年（2017 年）3 月

発行 練馬区環境部環境課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

電話 03-5984-4702（直通）

Fax 03-5984-1227